

よくわかる！金融商品会計 第20回（最終回）

2021年12月6日

全5頁

LIBOR 公表停止によるヘッジ会計への影響

ヘッジ会計⑦

金融調査部 研究員 斎藤航

ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）は、世界中で様々な金融取引における金利決定の際の参照指標として利用されており、その利用者も多岐にわたります。しかし、LIBOR 算出の基礎となる銀行間取引が低調であることなどを理由として、LIBOR の公表は一部のドル建てを除き 2021 年 12 月末をもって恒久的に停止されることが決定されています。

これまで、LIBOR に連動する変動金利と固定金利を交換する金利スワップをヘッジ手段としたヘッジ会計を適用することが広く行われてきたため、LIBOR の公表停止にヘッジ会計の取扱いも対応する必要があります。今回は、LIBOR 公表停止によるヘッジ会計への影響について見ていきます。

LIBOR の公表停止の背景¹

ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）とは、ロンドンの銀行間取引市場において、複数のパネル行（ドル、ユーロ、円など通貨ごとに指定される、LIBOR 算出のためのレートを呈示する世界の主要な銀行）が呈示するレートの平均金利²として算出される金利指標です。LIBOR は世界中で様々な金融取引における金利決定の際の参照指標として利用されており、その利用者も多岐にわたります。

2012 年夏以降に、欧米のパネル行による LIBOR の不正操作が発覚し、LIBOR の改革が進められてきました。しかし、LIBOR 算出の基礎となる銀行間取引が低調であることや、そのような十分な取引の裏付けがないレートの呈示を継続することにパネル行が不安を覚えていることを理由として、2017 年 7 月に英国の金融当局が、2021 年末以降はパネル行にレートの呈示を強制しないことを表明し、LIBOR が公表停止される可能性が生じました。2021 年 3 月には、英国の金融当局が、2021 年末に LIBOR の公表は原則停止されることを決定しました。

¹ LIBOR の歴史や公表停止のより詳しい背景については、以下を参照してください。
[金融庁ウェブサイト 一般社団法人金融財政事情研究会 第 2550 回金曜例会 講演「LIBOR 公表停止に金融機関はどう対応すべきか」](#)（総合政策局長 森田宗男）（令和 2 年 1 月 24 日）

² 呈示されたレートのうち、上位 25% の値および下位 25% の値を除外した呈示レートを単純平均して LIBOR を算出します。

LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い

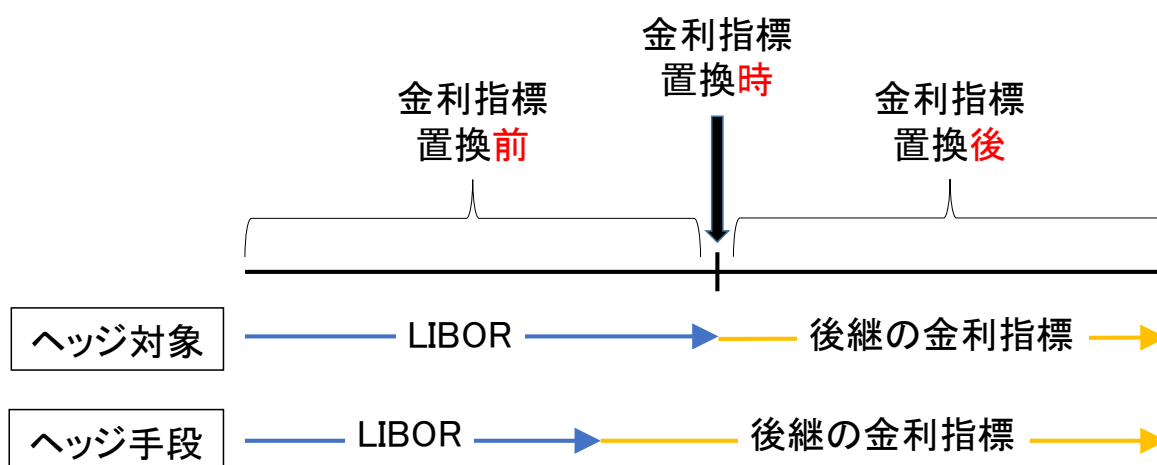
これまで、LIBOR に連動する変動金利の借入れや債券の発行を行い、LIBOR に連動する変動金利と固定金利を交換する金利スワップをヘッジ手段としたヘッジ会計を適用することが広く行われてきました³。しかし、LIBOR の公表が停止されることに伴い、ヘッジ会計もそれに対応した取扱いが求められることになりました。

そこで、企業会計基準委員会は、2020 年 9 月 29 日に実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下、実務対応報告⁴）を公表し、LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計についての会計処理の取扱いを明らかにしています。実務対応報告により、適用範囲を LIBOR の公表停止に伴う LIBOR の置換に直接関係のある部分に限定した上、2021 年末からおおむね 1 年間（2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで）、特例的な取扱いが認められています。ヘッジ会計の要件を満たさない場合でも、一定の場合にはヘッジ会計の適用を継続することができます。

「金利指標置換時」等の定義

実務対応報告では、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利指標の双方が LIBOR から置き換えられた時点を「金利指標置換時」、その前を「金利指標置換前」、その後を「金利指標置換後」と定めています。片方だけが置き換わっている期間は、「金利指標置換前」となります（図表）。

図表 「金利指標置換時」等の定義



（注）ヘッジ対象の金利指標が先に置換される場合もあります。

（出所）実務対応報告より大和総研作成

³ LIBOR+〇〇%として金利決定の際の参照指標として利用されています。

⁴ 実務対応報告とは、正式な会計基準が設定されていない領域で、実務での取扱いを暫定的に定めたものをいいます。

事前テスト

[第15回](#)で説明した事前テスト(ヘッジ会計適用のためのヘッジ取引開始時の要件)に関して、LIBORの後継の金利指標が不明などの理由により、後継の金利指標に基づく事前テストが困難な場合があります。この点について、実務対応報告は、金利指標置換前においては、ヘッジ対象およびヘッジ手段の参照する金利指標がLIBORから変更されないとの仮定を置いて事前テストを実施できることとしています。

事後テスト

[第15回](#)で説明した事後テスト(ヘッジ会計適用のためのヘッジ取引時以降の要件)について、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利指標が異なるものに置き換わった場合に、両者の変動額の比率がおおむね80%から125%までの範囲外になり、事後テストの有効性評価を満たさなくなる可能性があります。この点について、実務対応報告は、金利指標置換前においては、事後テストにおける有効性評価が認められない場合でも、ヘッジ会計の適用を継続できることとしています。

さらに、金利指標置換前にヘッジ会計を適用していたケースでは、金利指標置換時以後(金利指標置換時および金利指標置換後)においても、事後テストにおける有効性評価が認められない場合でも、ヘッジ会計の適用を継続できることとしています⁵。

金利スワップの特例処理

[第18回](#)で説明したように、金利スワップの特例処理の適用を受けるためには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 金利スワップの想定元本とヘッジ対象の資産・負債の元本金額がほぼ一致していること。
- ② 金利スワップの契約期間とヘッジ対象の資産・負債の満期がほぼ一致していること。
- ③ ヘッジ対象の資産・負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっているインデックス(金利指標)が金利スワップで受払いされる変動金利の基礎となっているインデックスとほぼ一致していること。
- ④ 金利スワップの金利改定のインターバル(前の金利改定から次の金利改定までの間隔)および金利改定日がヘッジ対象の資産・負債とほぼ一致していること。
- ⑤ 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること。
- ⑥ 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロアーまたは受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象の資産・負債に含まれた同等の条件を相殺するためのもので

⁵ 2023年3月31日以前に終了する事業年度まで。

あること。

しかし、ヘッジ対象またはヘッジ手段の金利指標が置き換えられた場合に、上記の③～⑤の要件を満たさなくなる可能性があります。この点について、実務対応報告は、③～⑤の適用要件を満たしているかの判断に当たって、金利指標置換前においては、ヘッジ対象およびヘッジ手段の参照する金利指標が LIBOR から変更されないとみなすことができるとしています。

さらに、金利指標置換前にヘッジ会計を適用していたケースでは、金利指標置換時以後においても、③～⑤の適用要件を満たしているかの判断に当たって、ヘッジ対象およびヘッジ手段の参照する金利指標が LIBOR から変更されないとみなすことができるとしています⁶。金利スワップの特例処理ではヘッジ手段とヘッジ対象の金利指標がほぼ一致していることが求められており、両方で金利指標が異なった場合、金利スワップの特例処理が本来は認められません。しかし、金利スワップの特例処理は、事業会社を中心に幅広く利用されていることから、実務に配慮し、このような措置が設けられています。

実務対応報告における取扱いについて再検討が行われている

LIBOR の後継金利となる金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いことから、2021 年 10 月から実務対応報告における取扱いについて企業会計基準委員会では再検討を開始しています。一部の米ドル建て LIBOR の公表停止は 2021 年 12 月末ではなく、2023 年 6 月末であることや、実務に配慮し、実務対応報告の適用期限が延長されるかが主な論点となるとみられます。また、「シンセティック円 LIBOR」（円 LIBOR の公表停止から 1 年間の 2022 年末まで⁷公表予定である、算出方法を変更した疑似的な LIBOR）への移行をどのように取扱うかも検討される予定です。

金融商品に関する会計ルールの改正は現在も行われている

以上、本シリーズで金融商品会計に関する主な論点を解説してきました。金融商品に関する会計のルールは現在も改正が行われています。

最近の改正では、2021 年 6 月 17 日に投資信託の時価の算定に関する取扱いが明らかとなりました⁸。[第 6 回](#)で時価に関する新しいルール（時価の算定に関する会計基準）が 2019 年 7 月に作られたと説明しましたが、投資信託の時価の算定に関する取扱いはその会計基準の公表後も検討が行われていました。

⁶ 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで。

⁷ 2022 年 1 月から 2022 年 12 月末までの 1 年間に限り公表される予定です。

⁸ 詳細は、以下を参照してください。

[斎藤航「投資信託の時価算定の取扱いが明らかに」、大和総研レポート,2021 年 9 月 15 日](#)

また、本シリーズでは扱いませんでしたが、貸倒引当金に関する改正の検討も行われています。貸倒引当金とは、売掛金や受取手形などの金融債権の一部が回収不可能になるリスクに備え、損失額を予想し、あらかじめ費用として会計上計上するものです。現行の日本の金融商品会計基準では、過去の貸倒実績率などに基づいて予想損失額を算定し、貸倒引当金として計上することなどが行われています。しかし、[第1回](#)で説明したように日本基準を国際基準に近づけていく意義があると考えられることから、国際基準に合わせる形で、貸倒引当金に将来の情報をより反映するように金融商品会計基準を改正する検討が現在行われています。

大和総研では、金融商品会計を中心に、会計に関するタイムリーな情報発信を今後も行っていく予定です。

以上